

臼杵市の中学校部活動の地域移行の現状

令和4年6月にスポーツ庁が設置した「運動部活動の地域移行に関する検討会議」において、令和5年度から、“**休日の部活動から段階的に地域へ移行する**”ことが示された。このことを踏まえ、令和4年12月に「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」が策定された。

そのことを受け、令和5年3月に大分県が策定した「大分県の学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する方針」では、“**休日の部活動は、令和7年度末までに地域クラブ活動へ移行することを目指す**”ことが示された。

本市においても、これらを踏まえ、教育委員会や中体連を中心に各競技部とも協議を重ね、各競技の実状や生徒の多様なニーズに沿ったものとなるよう創意工夫し、段階的な地域移行を進めていくこととした。

その段階で、地域クラブに移行し中体連に所属していない競技もあった。

現在では、各中学校単位での人数確保ができずに「拠点型部活動※1」として活動している競技も増えている状況である。

(※1 拠点型部活動：在籍校に該当する部活動がない場合に、指定された学校の部活動に参加できる方式)

各競技の現状

【軟式野球】

- ・令和3年7月から東中・北中・野津中の生徒を対象に「合同部活動」として活動し、本年8月から「臼杵軟式野球クラブ」として新たに活動開始
- ・西中学校も単独校としての生徒の確保が難しくなり、本年7月に新チームから「拠点型部活動」として部員10名で活動開始

【ラグビーフットボール】

令和4年4月から「拠点型部活動」として部活動指導員1名を配置し、部員20名で活動中

【剣道】

本年8月から「拠点型部活動」として部活動指導員1名を配置し活動開始
(北中拠点) 男子7名 女子6名

【ソフトテニス】

昨年7月から「拠点型部活動」として活動開始
男子(西中拠点) 14名 女子(北中拠点) 22名

《地域クラブ(社会体育)として活動している競技》

サッカー、バドミントン、柔道、水泳、テニス

令和6年度 部活動加入状況

種目名	部員数(1・2年計) ※3年生は含みません												男女合計
	男 子						女 子						
	北	南	西	東	野津	男子合計	北	南	西	東	野津	女子合計	
陸上競技	19	1	21	9	15	65	10	1	8	3	6	28	93
水泳			1			1	1					1	2
バレーボール						0	13		13	4	8	38	38
バスケットボール	16		15	11		42	10		15	9		34	76
軟式野球	11		10	7	2	30	1			2		3	33
ソフトボール						0						0	0
サッカー						0						0	0
柔道			4			4						0	4
剣道	3		2		3	8	4				2	6	14
ソフトテニス	1		14	1		16	21				2	23	39
卓球	9	2	13			24		8	21			29	53
バドミントン	1	4	2	2		9			2	1		3	12
空手道								1				1	1
硬式テニス	2		5			7			4	1		5	12
ラグビー	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
スキー			1			1						0	1
カヌー		1				1						0	1
吹奏楽				8	2	10				16	15	31	41
美術	1					1	7		13			20	21
合唱						0						0	0
入部していない	5	2	33	9	22	71	6	4	15	4	12	41	112
合計	68	10	121	47	44	290	73	14	91	40	45	263	553

※拠点型部活動や社会体育として学校外で実施している部活動

白杵市の中学校部活動における地域移行に向けた推進計画【概要版】(案)

白杵市教育委員会

○課題

- ①少子化により各学校でのチーム編成が困難となり、希望する部活動に入部できない実態
- ②学校における働き方改革及び中学校教員の負担軽減

○基本方針

- ①市内中学生を念頭に、市内外を問わず参加を希望するすべての生徒を対象とする。
- ②コンプライアンスを順守するとともに、勝利のみを目指すのではなく、地域においてスポーツや文化活動に親しみながら、中学校卒業後も続けたいような地域クラブ活動を目指す。
- ③「地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる」という意識の下で、生徒の望ましい成長を保障できるよう、持続可能で多様なスポーツ・文化環境を一体的に構築する。

○移行期間

- ①令和7年度末までにモデルとなる部活動を選定し、「拠点型部活動」から「地域クラブ活動」への(平日を含む)段階的な移行を開始する。
- ②モデルとなる部活動(クラブ)の成果と課題を踏まえながら、令和10年度末までに全ての運動部・文化部を、平日及び休日ともに地域クラブ活動への完全移行を目指す。

○地域クラブ活動の実施主体及び運営団体

- ①各競技団体等を中心に、実施主体(地域クラブ活動)を組織する。
- ②運営団体は、令和10年度末までは、教育委員会が担う。令和11年度以降は、NPO法人等の事務局を整備し、自立できる持続可能な運営ができる組織体制を目指す。

○活動場所

- ①活動場所は、市内小中学校の学校体育施設及び社会体育施設とする。
- ②地域クラブ活動の施設利用について、教育委員会は利用料金の減免措置等を講じるものとする。

○地域クラブ活動の運営

- ①1日の活動時間は、平日は原則2時間程度、土日祝日(学校の休業日)は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。
- ②週当たりの活動は、土日を含め4日(10時間)以内を原則とする。土日ともに活動することがある場合には、平日は少なくとも3日を休養日とする。

○ 安全管理及び事故防止、保険加入の推奨

- ①地域クラブ活動の実施主体及び運営団体は安全管理や事故防止に万全を期す。
- ②地域クラブ活動に参加する生徒やその保護者、指導者が安心して活動が行えるよう必ず安全保険等への加入することとし、保険加入証等の写しを運営団体に提出する。

○地域クラブ活動の指導者

- ①参加する生徒の安全や健康管理等を確保するため、原則複数名(2名以上)の指導者を配置する。
- ②地域クラブ活動の指導者は、教育委員会等地域クラブ活動の運営団体が指定する講習会を受講し認証を受けなければならないこととする。
- ③市内小中学校に勤務する教職員が地域クラブ活動の指導者となることを希望する場合には、所定の兼職兼業の申請を行い、教育委員会の許可を得ることとする。

○大会・コンクール等への参加

- ①実施主体は、週末等に開催される様々なスポーツ大会・文化活動等への参加(練習試合等を含む)について、地域クラブ活動の範囲で参加することとし、生徒や保護者の過度な負担とならないよう年間活動計画に基づく大会参加を基本とする。
- ②運営団体は、各クラブの中学生徒が参加する大会等の全体像を把握し、大会等への参加が生徒及び保護者の過度な負担とならないよう留意する。

○その他

- ①地域クラブ活動の参加に係る費用は、参加者から会費を徴収する。
- ②教育委員会は、地域クラブ活動の運営に係る経費について予算措置等の財源確保を図り、一部を補助又は委託することを目指す。
- ③経済的困窮家庭の生徒が会費負担を理由に地域クラブ活動に参加できないことがないよう、地域クラブ活動の実施主体及び運営団体、並びに教育委員会は連携して適切な措置を講ずる。
- ④地域クラブは登録制とし、その実態や活動状況を運営団体が定期的に把握するものとする。
- ⑤移行期及び移行後を含め、市及び教育委員会は、地域クラブ活動の参加に係る生徒の輸送については課題を検証しながら、例えばコミュニティバスの弾力的な運用などその対応について検討を行うこととする。